

骨髄バンク事業で骨髄または末梢血幹細胞を提供した方へ

○対 象 者 次の要件をすべて満たす方

- ①公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄等の提供を完了し、当該提供を証明する書類の交付を受けている方
- ②骨髄等の提供時に市内に住所を有している方
- ③骨髄等の移植提供に関する他の助成金等の交付を受けていない方
- ④ドナー休暇制度(骨髄等を提供するに当たり検査、入院等に要する相当の期間を有給の特別休暇として認める制度)を設けている企業、団体等に属していない方

○交付金額

骨髄等の提供に係る通院、または入院の日数×2万円

※1回の骨髄等の提供につき14万円を限度に助成します。

※ただし、骨髄等の採取またはこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院等は除きます。

○対象となる通院または入院

- ①健康診断のための通院
- ②自己血貯血のための通院
- ③骨髄等の採取のための入院

○申請方法

健康推進課窓口(総合保健福祉センターかがやき内)に直接お越しください。

※申請書は市ホームページまたは健康推進課窓口にあります。

申請・問 **かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121**

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減することを目的に、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は最寄りの担当窓口で申請手続きを行ってください(個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月までに結果の通知と該当者への慰労金を支給します。

※重度要介護高齢者・・・市内に住所を有し、基準日前6か月以上に渡り要介護4もしくは要介護5の認定を受けている。またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方

※介護者・・・市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

○基 準 日 平成29年6月30日(金)

○対象期間 平成28年7月1日～平成29年6月30日までの1年間

○受付期間 7月3日(月)～7月31日(月)

○慰労金の額

12万円または6万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

【主な支給要件】

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③病院への入院や施設への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(平成28年12月31日現在で同等の認定を受けていること)
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

申請・問 **本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉G ☎52-1111 内線175 176**

<記号の見方>

問：問い合わせ先 **申込：申し込み先** **本庁：**常陸大宮市役所 **山支：**山方支所 **美支：**美和支所 **緒支：**緒川支所

御支：御前山支所 **教委：**市教育委員会 **教山：**山方分室 **教美：**美和分室 **教緒：**緒川分室 **教御：**御前山分室

かがやき：総合保健福祉センター(かがやき) **社協：**社会福祉協議会 **G：**グループ